

事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン

1. 説明対象利用者の範囲

下記のいずれかに該当する全ての利用者が対象となります。

- (1) 各判定期間中に新規にプランを作成する場合
- (2) 各判定期間中に区分変更認定を受けた場合
- (3) 各判定期間中に更新認定を受けた場合

2. 利用者への説明の方法等

- (1) 口頭のみによる説明は認められません。必ず、以下アからエまでのいずれかの文書を使用して、居宅サービス事業所に関する説明を行ってください。

ア 各居宅介護支援事業所で作成した説明資料（資料の内容については、「3. 説明すべき事項・項目」に規定されている事項を盛り込んだものとしてください。）

イ 各居宅サービス事業所のパンフレット

ウ 介護情報サービスかながわのホームページの画面印刷資料

エ 神奈川県介護サービス情報公表センターのホームページの画面印刷資料

- (2) 利用者に説明すべき事業所の条件等

ア 別法人が開設している5以上の事業所（別法人が開設している事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満の場合を除く）

イ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に所在し、かつ当該利用者の居宅をサービス提供地域としている居宅サービス事業所であること

(注1) 説明対象とする事業所の選択にあたっては、利用者の利便性などの観点から、特に通所介護事業所等については、利用者の居宅からの距離なども考慮の上で利用者が実質的に選択することが可能な事業所のみを提示するよう努めること。

(注2) 休止中の事業所は除外すること。

3. 説明すべき事項・項目

各サービスについて、それぞれの事業所に関する以下（1）から（8）までの各項目を盛り込んだ説明資料としてください。

- (1) 事業所番号

- (2) 事業所名称
- (3) 開設法人名
- (4) 指定年月日
- (5) 事業所所在地
- (6) 事業所電話番号
- (7) 営業日、営業時間
- (8) その他参考となる情報（特に無しの場合は空欄で結構です。）

4. 利用者の希望の確認

- (1) いずれかの文書を使用して利用者への説明を行った場合についても、別添の所定の様式を使用して、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由を確認してください。その際、各項目について漏れなく記入、押印等をしてください。
- (2) 利用者の希望及び当該事業所の選択理由の確認書類については、事業所内にて利用者ごとに、少なくとも5年間、保管してください。